

証拠番号	枝番	名称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
1	1	放送内容反訳書		原本
		H19.5.27(放送日)		
		原告ら代理人		
	2	放送内容反訳書	本件被告発言の内容並びにこれを含む放送中の被告及びその他の出演者の発言内容(甲1の1の反訳範囲を拡張し,反訳の誤りを訂正したもの)	原本
		H19.5.27(放送日)		
		原告ら代理人		
2	1	懲戒に関する調査の開始について(通知)	原告らに対する綱紀調査の開始及びその通知書に別紙として添付された各懲戒請求書の記載内容(別紙記載の氏名住所の一部に墨塗りを施した)	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	2	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	3	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	4	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	5	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.6.20		
		広島弁護士会会長		
	6	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.4		
		広島弁護士会会長		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
	7	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.4		
		広島弁護士会会長		
	8	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.4		
		広島弁護士会会長		
	9	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.11		
		広島弁護士会会長		
	10	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.12		
		広島弁護士会会長		
	11	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.20		
		広島弁護士会会長		
	12	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.7.27		
		広島弁護士会会長		
	13	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.3		
		広島弁護士会会長		
	14	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.10		
		広島弁護士会会長		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
	15	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.20		
		広島弁護士会会長		
	16	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.24		
		広島弁護士会会長		
	17	懲戒に関する調査の開始について(通知)	同上	写し
		H19.8.30		
		広島弁護士会会長		
3		光事件弁護資料(差戻控訴 ^審)	本件刑事事件における弁護人の主張内容。	原本
		H19.8.1		
		光事件差戻控訴審弁護団		
4		光市裁判(書籍)	本件刑事事件の最高裁における弁護人・検察官の弁論全文が本件被告発言の相当以前に公刊されていること及びその内容。	原本
		H18.10.7		
		年報・死刑廃止編集委員会		
5	1	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(1)』	被告作成のブログの記載内容。8月6日報告集会に出席した前後の被告の本件刑事事件及び刑事裁判全般に関する認識・主張及びその変化・変遷。	写し
		H19.8.7		
		被告		
	2	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(2)』	同上	写し
		H19.8.7		
		被告		
	3	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(3)』	同上	写し
		H19.8.10		
		被告		

証拠 番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
		作成日付		
		作成名義人		
	4	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(4)』	同上	写し
H19.8.10				
被告				
	5	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団緊急報告集会出席報告(5)』	同上	写し
H19.8.29				
被告				
	6	橋下徹のLawyer's EYE 『私が提訴されたことにつきまして』	被告作成のブログの記載内容。 本訴提起を受けてからも、被告が扇動発言を取り消したり中止を促したりしていないこと。	写し
H19.9.7				
被告				
	7	橋下徹のLawyer's EYE 『私から皆様へのお願い』	同上	写し
H19.9.7				
被告				
	8	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団に懲戒請求された方へ』	被告作成のブログの記載内容。 本訴提起を受けてからも、被告が扇動発言を取り消したり中止を促したりしないばかりか、損害賠償責任を負う危険を全面的に否定して、安易な懲戒請求をさらに助長していること。	写し
H19.9.7				
被告				
	9	橋下徹のLawyer's EYE 『光市母子殺害事件弁護団に懲戒請求された方へ』	同上	写し
H19.9.8				
被告				

証拠 番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
		作成日付		
		作成名義人		
	10	橋下徹のLawyer's EYE 『9 / 20に提出した答弁書』	被告作成のブログの記載内容。 本訴における答弁書を広く公開し て、個々の懲戒請求を正当化する ことによって、さらなる懲戒請求を 心理的に促していること。	写し
H19.9.21				
被告				
	11	橋下徹のLawyer's EYE 『原告ら記者会見について』	被告作成のブログの記載内容。 自らも懲戒請求をすると宣言する ことによって、個々の懲戒請求を 正当化し、さらなる懲戒請求を心 理的に促していること。	写し
H19.9.28				
被告				
	12	橋下徹のLawyer's EYE 『説明責任』	被告作成のブログの記載内容。 被告の刑事裁判に対する考え方 及び本件刑事事件に関する認 識。	写し
H19.9.28				
被告				
	13	橋下徹のLawyer's EYE 『原告今枝弁護士へ』	同上	写し
H19.9.30				
被告				
	14	橋下徹のLawyer's EYE 『原告今枝弁護士へ(2)』	同上	写し
H19.10.6				
被告				
	15	橋下徹のLawyer's EYE 『緊急!!今枝弁護士より求釈明 書を受領した方へ(1)』	被告作成のブログの記載内容。 原告今枝から懲戒請求者に送付 された求釈明書を被告が入手し、 被告が広く懲戒請求者に対してこ れに回答しないよう呼びかけるな ど、懲戒請求者に対して影響力を 行使しようとしていること。	写し
H19.11.12付(同10.13ころ 作成)				
被告				

証拠番号	枝番	名称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
	16	橋下徹のLawyer's EYE 『緊急!!今枝弁護士より求釈明書を受領した方へ(2)』	同上	写し
		H19.11.11付(同10.13ころ作成)		
		被告		
	17	橋下徹のLawyer's EYE 『緊急!!今枝弁護士より求釈明書を受領した方へ(3)』	同上	写し
		H19.11.13付(同10.17ころ作成)		
		被告		
6		たかじんのそこまで言って委員会 放送エリア	本件番組の放送地域を示した番組のホームページを印刷したもの。 本件番組の放送地域。	写し
		H19.9.3		
		讀賣テレビ放送(株)		
7		FrontPage- 21人の弁護士に懲戒請求を求める	H19.7.29時点において存在した原告らに対する懲戒請求を呼びかけ、テンプレートを配布するホームページにおいて、本件被告発言が紹介されていたこと。	写し
		H19.7.29		
		不明		
8	1	懲戒請求テンプレート集	H19.7.11の時点において、原告らに対する懲戒請求を呼びかけ、テンプレートを配布するホームページにおいて、本件被告発言が紹介されていたこと。	写し
		H19.7.11		
		「杉浦憲二」と称する者		
	2	懲戒請求書(テンプレート)	甲8号証の1のホームページで配布されていたテンプレートの内容。	写し
		不明		
		不明		
9		教えて! Goo 山口県光市母子殺害事件の弁護士への懲戒請求について	懲戒請求を署名運動のようなものと誤信し、取下げの方法を相談している請求者の投稿と、これに対して被告の本件発言を紹介して「怖気付く事はない」というアドバイスがされていること。	写し
		H19.8.1		
		不明		

証拠番号	枝番	名称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
10		綱紀委員会及び綱紀手続に関する会規	広島弁護士会における綱紀手続の内容(『広島弁護士会関係会則集』から抜粋)。原告らに弁明等の負担が生じていること。	写し
		H16.2.27		
		広島弁護士会		
11		平成18年度版 刑事弁護実務(抄本)	刑事弁護人の刑事弁護人の最も重要な任務は、被疑者・被告人の権利・利益を擁護することにあること等。	原本
		H18.4.1		
		司法研修所 編		
12	1	光市母子殺人事件の弁護団について - 教えて! Goo	インターネット上で質問と回答をやりとりする掲示板をプリントアウトしたもの。 本件放送直後に、原告ら弁護団員に対する懲戒請求の方法を質問する投稿が、広く一般に閲覧される質問掲示板になされていること。	写し
		H19.12.3(写しの作成日)		
		不明		
	2	本村洋さんを応援したい - 教えて! Goo	インターネット上で質問と回答をやりとりする掲示板をプリントアウトしたもの。 光市事件に関連した質問掲示板において、本件放送直後に、本件被告発言が紹介され、これをきっかけに多数の懲戒請求が呼びかけられていること。	写し
		H19.12.3(写しの作成日)		
		不明		
	3	21人の弁護団 - 教えて! Goo	インターネット上で質問と回答をやりとりする掲示板をプリントアウトしたもの。 本件放送直後に、原告ら弁護団員の氏名を質問する投稿が、広く閲覧される質問掲示板になされていること。	写し
		H19.12.3(写しの作成日)		
		不明		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本 写し の別
		作成日付		
		作成名義人		
13	1	陳述書	原告らの受けた懲戒請求による打撃, 苦痛, 手続的負担その他原告ら主張事実全般について。	原本
		H19.11.30		
		原告今枝仁		
13	2	陳述書	原告らの受けた懲戒請求による経済的損害の具体的内容その他原告ら主張事実全般。	原本
		H20.1.15		
		原告今枝仁		
13	3	陳述書	本件刑事事件の経緯, 弁護団結の経緯, 弁護団の主張内容及び活動内容, 原告らの受けた精神的苦痛, 懲戒請求による精神的苦痛, 時間的負担, 労務的負担の具体的内容, その他原告ら主張事実全般。	原本
		H20.1.29		
		原告足立修一, 原告井上明彦, 原告足立修一		
14	1	「懲戒しない旨の決定の公表」	東京弁護士会ホームページに掲載された記事をプリントアウトしたもの。 原告らの共同弁護人に対する同様の懲戒請求について, 東京弁護士会綱紀委員会が懲戒しない旨議決していること及びその理由等の判断内容。	写し
		H19.11.28(掲載日) H19.12.14(写しの作成日)		
		東京弁護士会		
14	2	調査結果の通知	東京弁護士会所属河井匡秀弁護士に対する綱紀審査結果の通知書(別紙として決定書・議決書が添付されている)。 原告らと同様の懲戒請求について, 東京弁護士会綱紀委員会が懲戒しない旨議決していること及びその理由等の判断内容。	写し
		H19.11.22		
		東京弁護士会会長		
14	3	決定書(謄本)	仙台弁護士会会員舟木友比古弁護士に対する懲戒請求について, 綱紀委員会による調査の結果, 懲戒事由にはいずれも理由がないと判断され, 懲戒委員会に事案の審査を求めない旨, 決定されていること。	写し
		H19.10.22		
		仙台弁護士会会長		

証拠番号	枝番	名称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
14	4	決定書(別紙懲戒請求者一覧を除く)	大阪弁護士会会員中道武美弁護士に対する懲戒請求について、網紀委員会による調査の結果、懲戒事由にはいずれも理由がないと判断され、懲戒委員会に事案の審査を求めない旨、決定されていること。 網紀委員会による調査結果として、懲戒請求が本件被告発言を契機としたものであると認定されている。	写し
		H19.12.18		
		大阪弁護士会会長		
14	5	決定書(謄本)	原告らの共同弁護人に対する同様の懲戒請求に対して、網紀委員会が懲戒不相当の議決をしている結果及びその理由。	写し
		H20.2.21		
		札幌弁護士会 会長 向井諭		
14	6	決定書(謄本)	原告らの共同弁護人に対する同様の懲戒請求に対して、網紀委員会が懲戒不相当の議決をしている結果及びその理由。	写し
		H20.2.28		
		福岡県弁護士会 会長 福島康夫		
15	1	答弁書	原告今枝仁が広島弁護士会網紀委員会から求められて提出した答弁書の内容(パソコンデータの控えを出力印字したものである)。原告らの受けた手続上の負担及び懲戒事由のないこと、その他原告ら主張事実を立証するものである。	写し
		H19.8.20		
		原告今枝仁		
15	2	答弁書兼意見書	原告今枝仁が広島弁護士会網紀委員会から求められて提出した答弁書の内容(パソコンデータの控えを出力印字したものである)。原告らの受けた手続上の負担及び懲戒事由のないこと、その他原告ら主張事実を立証するものである。	写し
		H19.12.10		
		原告今枝仁		
15	3	答弁書提出のお願い	原告今枝に対してなされた答弁書提出催告の事実及びその内容。	原本
		H19.7.18		
		広島弁護士会網紀委員会 委員長 富村和光		
15	4	答弁書提出のお願い	原告今枝に対してなされた答弁書提出催告の事実及びその内容。	原本
		H19.10.17		
		広島弁護士会網紀委員会 委員長 富村和光		

証拠番号	枝番	名称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
15	5	求釈明書	原告今枝仁が、適切な答弁を行うため必要性を感じて綱紀委員会に対して求めた求釈明の内容。	原本
		H19.9.25		
		原告今枝仁		
16		日弁連新聞(第409号)	平成19年11月14日に開催された弁護士会綱紀委員長全国協議会において、「複数の懲戒請求事由が同一性の範囲内にある場合」の各会における処理方法について、及び、「大量の懲戒請求事案」の対応方法について、それぞれ意見交換がなされていること。	原本
		H20.2.1		
		日本弁護士連合会		
17		判決(最高裁判所平成19年4月24日)	最判平成19年4月24日の事案及び判示(補足意見を含む)の内容。最高裁判所ホームページからプリントアウトしたものである。	写し
		H19.4.24(判決日)		
		最高裁判所		
18		判例タイムズ1088号(抄本)	名古屋地裁平成13年7月11日判決の事案及び判示内容。	写し
		H14.7.1		
		判例タイムズ社		
19	1	「今枝仁弁護士へ」と題するファクシミリ文書	原告今枝仁に対して送信された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
		H19.9.28		
		「一般国民」と名乗る氏名不詳者		
19	2	「今回の裁判の件で一言」と題する書面(封筒添付)	原告今枝仁に対して送付された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
		H19.9.29ころ		
		氏名不詳者		
19	3	「今枝 仁弁護士に抗議する会」と題する書面(封筒添付)	原告今枝仁に対して送付された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
		H19.9.28ころ		
		今枝仁に強く抗議する「東京弁護士会・有志一同」と名乗る氏名不詳者		
19	4	「前略 突然お便りをさし上げます」で始まる文書(封筒添)	原告今枝仁に対して送付された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
		H19.10.17		
		「静岡県 主婦」と名乗る氏名不詳者		

証拠番号	枝番	名称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
19	5	「主張は変更 世間は怒るのは」で始まる文書(封筒添付) H19.9.9ころ	原告今枝仁に対して送付された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
		「懲戒処分請求の一人」と名乗る氏名不詳者		
19	6	「アホの今枝。」で始まる葉書文書 不明	原告今枝仁に対して送付された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
		氏名不詳者		
19	7	「今枝仁の弁護士資格を」で始まる葉書文書 H19.10.2ころ	原告今枝仁に対して送付された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
		「今枝仁を糾弾する会」と名乗る氏名不詳者		
19	8	「私のがっかり」で始まる葉書文書 H19.10.4ころ	原告今枝仁に対して送付された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする文書の存在及び内容。	原本
		氏名不詳者		
19	9	「お前のようなバカ弁護士は」で始まる文書(封筒添付) H19.9.15ころ	原告今枝仁に対して送付された弁護活動を妨害ないし抑圧しようとする脅迫文書の存在及び内容。	原本
		氏名不詳者		
20	1	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第13号ないし第15号	原告足立,原告今枝及び訴外本田弁護士に対する懲戒請求に対して,広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由,並びに,議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	2	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第16号ないし第22号	原告ら広島弁護士会所属の7名に対する懲戒請求に対して,広島弁護士会綱紀委員会が平成20年1月22日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由,並びに,議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
20	3	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第23号ないし第29号	原告ら広島弁護士会所属の7名に対する懲戒請求に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	4	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第546号ないし第552	原告ら広島弁護士会所属の7名に対する懲戒請求(原告足立の最高裁期日欠席を懲戒事由として挙げるもの)に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	5	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第2115号ないし第2121号	原告ら広島弁護士会所属の7名に対する懲戒請求(原告足立の最高裁期日欠席を懲戒事由として挙げるもの)に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	6	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第2724号	原告足立のみに対する懲戒請求に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年1月22日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	7	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第2729号ないし第2730号	原告足立及び原告今枝に対する懲戒請求に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年1月22日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
20	8	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第2822号ないし第2826号	原告ら4名及び訴外本田弁護士に対する懲戒請求に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	9	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第2920号ないし第2921号	原告足立及び原告今枝に対する懲戒請求に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	10	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第3321号ないし第3322号	原告足立及び原告今枝に対する懲戒請求(原告今枝が懲戒請求者に対して求釈明書を送付したこと、及び、本訴訟の提起をしたことを懲戒事由として挙げるもの)に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	11	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第3407号の1ないし4	原告ら4名に対する懲戒請求に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
20	12	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第3522号の1ないし7	原告ら広島弁護士会所属の7名に対する懲戒請求(原告足立が最高裁の期日に欠席したこと、及び、本訴訟を提起したことを懲戒事由として挙げるもの)に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。 別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		

証拠番号	枝番	名 称	立証趣旨及び説明	原本写しの別
		作成日付		
		作成名義人		
20	13	決定書(謄本) 平成19年広弁綱第4209号	原告足立のみに対する懲戒請求(原告足立が最高裁の期日に欠席したことを懲戒事由として挙げるもの)に対して、広島弁護士会綱紀委員会が平成20年2月28日に懲戒不相当と議決したこと及びその議決理由、並びに、議決に基づく弁護士会の決定がなされたこと。別紙として議決書謄本が添付されている。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
21	1	懲戒請求事案の決定について(通知) 原告足立宛てのもの	原告らに対する懲戒請求(平成19年以内に受理されたものの全て及び平成20年1月ころまでに受理されたもの)に対して、広島弁護士会綱紀委員会の議決に基づく弁護士会の決定がなされ、それが原告ら対象弁護士に対して通知されたこと。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
21	2	懲戒請求事案の決定について(通知) 原告新川宛てのもの	原告らに対する懲戒請求(平成19年以内に受理されたものの全て及び平成20年1月ころまでに受理されたもの)に対して、広島弁護士会綱紀委員会の議決に基づく弁護士会の決定がなされ、それが原告ら対象弁護士に対して通知されたこと。	原本
		H20.3.18		
		広島弁護士会会長		
22		写真撮影報告書	(撮影対象物)原告今枝に対して平成20年4月1日に広島弁護士会から送達された決定書・議決書等全部の外観	原本
		(撮影日)H20.4.14		
		(撮影者)原告代理人青木貴央		
23		光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見	原告ら弁護団によるマスコミに対する情報提供がなされていたこと、その内容及び頻度、本件被告発言当時のマスコミ報道の状況。これらに対する放送倫理・番組向上機構(BPO)の判断内容。	写し
		H20.4.15		
		放送倫理・番組向上機構		